

別紙 7 サービス購入料について

1. サービス購入料の算定

(1) サービス購入料の考え方

大学が選定事業者を支払うサービス購入料は、1) 施設整備費等相当、2) 維持管理費相当の2つに分類される。選定事業者は、設計・建設、維持管理等のサービスを一体として大学に提供し、大学はそのサービスに対し対価を一体として支払う。なお、大学に対する支払請求権（債権）は、一体不可分とする。

(2) サービス購入料の構成

事業期間中、大学が選定事業者を支払うサービス購入料は、以下のように構成される。

項目		内 訳
1) 施設整備費等相当	ア 本件工事費等	事前調査業務費（地質調査・埋蔵文化財調査含む）及びその関連業務費
		施設整備に係る設計費及びその関連業務費
		施設整備に係る建設工事費及びその関連業務費
		附帯設備の調達・設置工事費及びその関連業務費
		工事監理業務費
		周辺家屋影響調査・対策費
		電波障害調査・対策費
		建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務費
		選定事業者の開業に要する費用
		解体予定施設の解体撤去業務費
		建中金利
		選定事業者の資金調達に要する費用
		その他施設整備に関して初期投資と認められる費用
	イ 割賦金利	割賦支払に必要な割賦金利
2) 維持管理費相当	ア 維持管理業務費	建築物保守管理業務費
		建築設備保守管理業務費
		外構施設保守管理業務費
		清掃業務費
		警備業務費
		環境測定業務費
	イ その他費用	法人税、法人の利益に対して係る税金 特別目的会社の税引後利益（株主への配当への原資等）等

(3) サービス購入料の算定方法

1) 施設整備費等相当

施設整備費等相当は、施設建設及び解体予定施設の解体撤去に必要な一切の費用からなる施設整備費施設整備費本件工事費等と、施設整備費等施設整備費本件工事費等を大学が割賦で支払うことにより必要となる割賦金利から構成される。

施設整備費等相当は、年 2 回、全 26 回に分けて支払うものとする。1 回分の支払額は、施設整備費等相当の $1/26$ とする。

割賦金利の算定にあたっては、元利均等支払を前提とする支払金利によって算出する。支払金利は、基準金利と入札参加者の提案による利回り格差(スプレッド)の合計とする。

基準金利は、落札者決定日の午前 10 時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)とし Telerate17143 ページに掲載されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物(円/円)金利スワップレートとする。

入札価格の施設整備費等相当の積算基準となる基準金利の基準日は、平成 15 年 5 月 23 日とする。

2) 維持管理費相当

維持管理費相当は、維持管理業務費、その他~~の~~費用により構成される。

維持管理費相当は、年 2 回、全 26 回に分けて支払うものとする。初回を除き、毎支払時、原則として同額を支払う。初回の支払額は、施設使用開始から平成 17 年 9 月末の 3 ヶ月分とする。

なお、物価の変動により維持管理費相当の支払額の改定を行う場合がある(「別紙 9 サービス購入料の改定について」を参照)。また、維持管理費相当は、モニタリングにより減額されることがある。

(2) サービス購入料の支払方法

大学は、選定事業者に対し施設整備費等相当、維持管理費相当からなるサービス購入料を、大学と選定事業者との間で締結する事業契約書の規定に基づき支払うものとする。

1) 施設整備費等相当

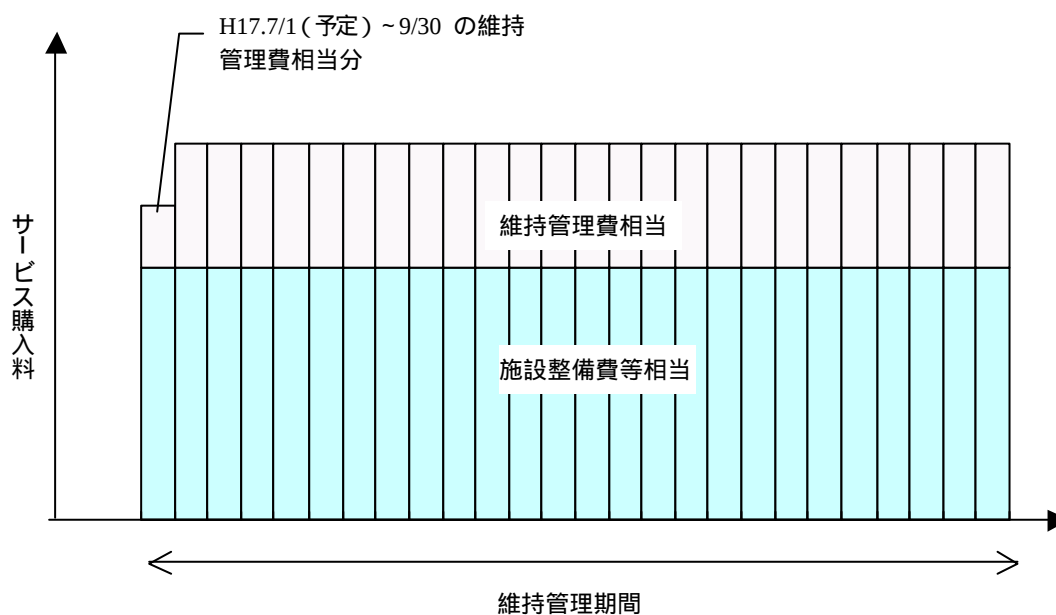
選定事業者は、各年度の 4 月 1 日以降、10 月 1 日以降、速やかに大学に請求書を提出する。大学は請求を受けた日から 30 日以内に選定事業者に対して施設整備費等相当を支払う。

2) 維持管理費相当

大学は、選定事業者の維持管理業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、維持管理費相当を支払う。

- ・ 大学は、個別モニタリング、定期モニタリング及び随時モニタリングの結果を基に、月に1度、業務状況の良否を判断し、業務報告の受領後10日以内（土日・祝日除く）に選定事業者へ通知する。
- ・ 当該通知の後に選定事業者は、大学に対してサービス購入料の請求書を提出する。
- ・ 大学は請求を受けた日から30日以内に選定事業者に対して維持管理費相当を支払う。

各期のサービス購入料の支払イメージ



(3) サービス購入料の支払金額

各期のサービス購入料の支払金額は以下のとおりとする。

単位：円

支払期	支払対象		施設整備費等相当 <割賦元本> (消費税込み)	施設整備費等相当 に対する金利 <割賦金利> (非課税)	維持管理費相当 (消費税込)
第1回	H17 年度	7/1(予定) ~ 9/30			
第2回		下期			
第3回	H18 年度	上期			
第4回		下期			
第5回	H19 年度	上期			
第6回		下期			
第7回	H20 年度	上期			
第8回		下期			
第9回	H21 年度	上期			
第10回		下期			
第11回	H22 年度	上期			
第12回		下期			
第13回	H23 年度	上期			
第14回		下期			
第15回	H24 年度	上期			
第16回		下期			
第17回	H25 年度	上期			
第18回		下期			
第19回	H26 年度	上期			
第20回		下期			
第21回	H27 年度	上期			
第22回		下期			
第23回	H28 年度	上期			
第24回		下期			
第25回	H29 年度	上期			
第26回		下期			

上期は4月~9月、下期は10月~3月とする。